

「今後の日本社会における家庭内共生のあり方」
～民生委員として児童虐待、DVを考える～

行政書士矢口法務事務所 所長
北海道師範塾「教師の道」賛助会員
矢口 正人

はじめに

平成22年1月28日の読売新聞「編集手帳」に掲載された、東京都江戸川区の小学1年生岡本海渡君が死亡した事件を報じた記事を繰り返し読んでいます。

「搬送先の病院で息を引き取る二日前、学校帰りの海渡君に近所の男性が『お父さんからいじめられていないか?』と声をかけた。『いじめられていません。悪いことをすれば怒られるけど』。そう答えたという。もっといい子になれば優しくしてくれると、けなげに信じていたか、小さな胸の内は知るべくもない。痛くて悲しい仕打ちに、あなた方をかばうことで報いた子である。どんな青年に育ったであろう。この世に二つとない宝物であったと、そう思わないか。父よ。母よ。」

こうして小さな命が親の手によって奪われた。平成22年1月24日東京都江戸川区小学1年生の岡本海渡君が両親から暴行を受けて亡くなった事件で、最悪の結果を回避できなかったと報じられている。本事案は歯科医から通報を受けた家庭支援センター、学校、児童相談所も養父の「二度と殴らない」の言葉信じ「対応不要」と判断した。虐待のサインは何度も出されていたのである。

また平成18年12月21日、徳島県吉野川市において、40歳の看護師の女性が別居中だった夫(41歳)に3人の子供の前で日本刀を使って刺し殺された。この事件では男に対して裁判所から配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下DV法という)により「接近禁止命令」⁽¹⁾が出されていた。接近禁止と退去命令からなる保護命令はDV法において、唯一加害者から被害者を守る生命線のようなものであるにもかかわらず、それが何の抑止力にもならなかったことを証明した。そして保護命令への信頼を揺るがし、全国のDV被害者たちに恐怖を与えた。

児童虐待は親の愛情をもっとも必要とするいたいけな子供、ドメスティックバイオレンス(以下DVという)は妻や恋人が被害者となる事案である。ともに「家庭」という安らぎを得られるはずの聖域で引き起こされる暴力という点で共通している。

かつて「法は家庭に入らず」という法格言の下で、公の機関が介入することがためらわれた時代があった。21世紀に入りそれぞれの分野において法律が制定され、被害を未然に防止する体制が緒についた、しかし法律は万全と言えるのだろうか。筆者は民生委員としてまた行政書士として地域の多くの事例に直面し家庭内事案に対する法律の限界性についても身を持って感じている。いかに法律や制度を整備しても完全に守りきることは難し

い。本稿ではこれまでの日本社会における児童虐待、DVを中心に家庭内事案を振り返りつつ、法律そして地域社会の役割と問題点を考察したい。

1 児童虐待事案の現状と法律の制定

(1) 歴史的背景と現状

江戸時代農民は、年貢と労役、貧困等で子どもを育てる余裕がなく、そこで跡取り男子のみを残し、あるいは女子は、身売りや奉公に出してお金を得その他は、殺してしまう、捨てる等子どもの歴史には様々な悲しい悪夢の時代が存在した。

日常的な虐待は、非行の原因になったり、PTSDとなり不適應を引き起こしたり、世代間伝承作用のため、虐待が繰り返されるというような病理性を持つと言われている。アメリカでは、小児科医ケンプが1962年「被虐待児症候群」⁽²⁾の概念を発表しているが我が国ではこの問題が社会的注目を浴び、虐待防止センターなどのボランティア組織が活動を始めるなどの取り組みが拡大されてきたのは1990年代になってからである。

全国の児童相談所に寄せられた相談件数は、児童虐待の防止に関する法律（以下児童虐待防止法）が施行された平成12年から17,725件から毎年増加の一途をたどり、平成22年度は55,152件（宮城県、福島県、仙台市を除いた速報値）と5万件を突破している。

(2) 法律の制定

児童虐待の防止等に関する法律は平成12年5月12日成立同年11月20日施行された。目的は未然防止にありその柱は、厚生労働省や文部科学省、警察庁等の関係省庁間、その他児童相談所や福祉事務所等の関係機関及び民間団体との連携強化による被害児童の早期発見及び通告、一時保護等について規定されている。当初は教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師等児童福祉に職務上関係する者に通告などが努力義務として規定されていたが、個人への努力義務のみでは十分な支援が得られないことから、平成16年改正で、学校、児童福祉施設、病院等も早期発見、児童相談所への通告義務を負うことが明確にされた。また同年の改正で虐待の事実が必ずしも明確でなくても、一般の人の目で虐待があったであろうという疑念を持つ場合であっても通告義務が生ずるとされ、その範囲が拡大された。

本法第2条により児童虐待とは、保護者が身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）理的虐待の四類型と定義された。

(3) 虐待としつけ

虐待が問題となる事例の一つとして、親は「しつけのためであり、虐待ではない」と弁明することである。そこで同法第14条は、児童の親権を行う者は、児童虐待にかかる暴行、傷害等の犯罪について、その児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れないことを明確化し親権の乱用について厳しい姿勢を示した。子どもの成長過程で時には厳しいしつけは欠かせないがその境界は不分明さが付きまとう。「しつけ」は子ども

に社会のルールやマナーを教えたり自立して生きていくため必要なことについて愛情を持って教えるのが目的であって、親が自分の感情を抑えきれなくなった状態で、手を出したり無視したり、食事を与えない等の行為はいかなる理由があってもそれは虐待である。

2 DV事案の現状と法律の制定

(1) 背景と現状

DVの背景には経済的、社会的に男性が優位に立つ社会、子育てが女性の役割とみなされその労働に対して経済的価値が付与されていない社会、妻には夫を世話し支える役割があるとされる社会等DVを赦してきた背景にはジェンダーによる不平等と関係するような価値観、伝統、習慣などが複雑に絡み合っていると考えられている。

内閣府の調査によると、DV被害者からの相談件数は、全国の配偶者暴力相談支援センター（以下支援センターという）の業務が開始された平成14年度の35,943件から、毎年上昇傾向にあり平成22年度は77,334件となっている。

(2) 法律の制定

DV法は、平成13年4月6日に成立、同年10月13日施行された。した。同法は第3条の支援センターによる支援と第10条の裁判所の保護命令が二本柱となっている。支援センターは「施設」ではなく「機能」として位置付けられている。私人の申し立てにより裁判所が発する命令について、その実効性を刑罰の制裁により担保するものであることは、我が国の法制上類を見ない。立法時は身体的暴力に限定していたが、平成16年改正で配偶者からの暴力だけでなく、精神的暴力・性的暴力など、心身に有害な影響を及ぼす言動にまで拡大され「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」に改められた。

3 法は万能か

児童虐待防止法、DV法がそれぞれ制定され社会の認知度が上昇とこれまで潜在していた被害の顕在化等により、相談件数が増加しているとの指摘があるが、それを考慮してもなお、これらの事案は法制定後一度も減少することなく毎年増え続けている現実がある。法律の最大の目的は「未然防止」にある。国、都道府県そして各自治体は地域社会と共に、これが防止等に向けて、相談窓口、相談専用電話の設置、広報等の施策に取り組んでいるが、それでもこれら事案が後を絶たない。平成22年12月9日、NHK クローズアップ現代では「再虐待子どもたちを守るか」と題し、前年の平成21年度は4万4千件を超えている。いったん児童相談所で保護し、親への指導などを行った後に、再び子どもが虐待される「再虐待」が全国すべての児童相談所アンケート調査を行った結果、1年間で8千人を超えたと報じている。また平成24年1月20日付け北海道新聞夕刊は一面トップで「児童虐待対応改善を」総務省厚労・文科省に勧告と大きく報じている。これは早期発見が求められる保育所や小中学校で虐待を疑いながら通告しなかったり通告まで一カ月以上かかったり対応が不十分な事例があったとしている。DVについても繰り返される

のがその特徴であることは筆者の民生委員活動例からも明らかで、その内容は「事例2」で後述するが、法を適用し一時保護、接近禁止命令等の措置後の再被害の現実を見るに、筆者は法の限界性を強く感じる。

2 地域活動から得た教訓

星槎大学の学習では、共生科学を学ぶ学生は虐待、DV等の社会現象を単に同情的、感傷的な気分で捉えるだけでなくその深層に迫る必要がある。共生を疎外する要因は何か、そして法があるから人権が守られるのか、社会はいかに行動すべきなのか、すなわち、詳細な分析による外形的理解よりも問題解決のため、我々はいかに自ら考え、実践的に行動すべきかが問われているということ学んだ。「共生社会とは何か」、「必要な福祉とは何か」、普段報道を中心に得た知識が、面接授業により実感させられた。これからの人生いかに生きるべきか。おりしも民生委員の就任が打診されていたところである。初めての地域福祉の場に身を置く決断ができたときである。併せて行動を起こすのに「遅すぎることはない」ことも気付かされたのである。ここでは秘守義務を踏まえての体験と各種資料から収集した事例を複合等して創造した事例を述べたい。

事例1 母の涙、「おじさんはママの味方か！」

平成23年3月11日、東日本大震災が日本を急襲した。その恐怖さめやらぬ4月1日、筆者は札幌市の民生委員としてスタートした。

ある日の夕方、若い母親と子が一通の信書を携え玄関前に立った。「これ持って行くように言われたのですが・」と小声で遠慮がちに差し出した、男児は女性の後ろに身を隠すように寄り添い様子を伺っている。

保護申請者と面談し「意見書」を作成するのは民生委員の業務の一つである。親子の不安は見て取れる。「よく来ましたね、笑顔で対応したつもりである、「僕はいくつ、お母さんと一緒に来たの、偉いね」と、これも最大限の優しさを込めて。しかし男児は後ずさりし再び母親の後ろに身を隠した。

翌日の面談で彼女が語ってくれたのは、6年間の結婚生活の大半は、育児、生活費の工面、そして家庭を顧みない夫の暴力に疲れ果てた。生活にも困窮し、反対を押し切った若すぎた結婚は、親兄弟とも疎遠になり地域からも孤立した。生活維持も不可能となり、救いを求めたのである。若い母親はこれまでの悲惨とも言える生活に涙を流した。母親の涙を見てか、傍らの男児は急に拳闘ポーズをとり「ママをいじめるな！」と叫んだ。あわてた母親は「おじさんは味方なんだから」と諭す。この子はこれまでどんな辛い場面を見てきたのだろう、母親を守らなければならないと、このいたいけな子に思わせる社会は余りにも悲しい。

その後の訪問でも男児は「おじさんはママの味方？」と繰り返す。そして「僕がママを守るから」がいつもの別れ言葉である。間もなく母親はパソコン教室に通い着実に自立へ

の意欲を取り戻している。そして新1年生の誕生も近い。

本事例は、DV、虐待の複合例である。行政には出来ない支援が、地域に、民生委員にあることを教えてくれた。ここに至る間何らかの支援の手が届かなかったのか残念でならない。同時に、これらの事案が潜在化する性質を持つことを痛感した。この子が母思いの立派な青年に成長することを私は願いたい。

事例2 「生活保護辞退届」と「再申請」

担当区のアパートの一室に若い母親と女兒が入居した。保護を要する家庭として訪問を開始したが、母親は夫の身体的暴力から逃げ生活保護を受けながら自立に向けて幼子と共に生活を始めたのである。もちろん無収入で、親はなく、兄弟の支援も受けられない多くの事情を抱える女性である。面談では「この子のために頑張っていきたい」と意外にも明るい。ほどなくして、生活保護の「辞退届」が区に提出された、理由は夫と復縁し元の生活に戻ったからである。民生委員に対しては保護担当課から「保護事由の解消」の通知が書面で通知された。壊れた家庭生活が修正されたことに安堵した。

しかし一ヶ月後再び「保護申請」がなされた。夫からの激しいDVが始まり生活費も渡されず、たちまち生活に窮する事態となったのである。それでも保護申請は同居する夫の収入があることを理由に却下された。DVがあろうが無かろうが夫の収入による事務的判断がなされたのである。その後、夫のDVは止むことはなく、母親は幼子を抱え、女性相談援助センターに逃げ込み、同センターからの支援で、新たにアパートを借り、再度保護を受給することとなったのである。母親に対しては、今後夫からの復縁の要求、脅迫行為、暴力行為があった場合もしくはその恐れがある場合の支援センター、警察への通報等を教示するほか、担当民生委員が見守りを続けている。

本事例の母親は、支援センター、警察、裁判所の支援等は一切受けていないしその方法すら知らなかったのである。生活維持のための申請基準を満たしているか否かの判断は必ずしも間違いとは言えないが、少なくとも再申請が出され、再DVの事情を把握した時点で他の機関を含めた横断的に連携により、行政が支援する場面だったのではないだろうか。このような事例が、生命にもかかわる重大事案に発展する前兆と捉えなければならない。「話し合いでまた一緒にやりなおすことにしました」の裏にある繰り返すDVを見抜けず、支援不足であったことは大いに反省しなければならない。民生委員としても家庭内事案の難しさを実感するとともに「繰り返されるDV」には、継続した支援必要であることなど今後の活動の大きな教訓と受け止めている。それにしても生命、身体の危機から脱するためとはいえ被害者が逃げ惑う生活は尋常ではない。

事例3 深夜の急報、「Aさんが倒れた！すぐ来て！」

10月半ばの深夜、同僚委員からの連絡である。Aさんは80歳代半ばで1人アパートに住んでいる。昨夏体調を崩しベッドに横たわる彼女と会ったのが最初の出会いである。

玄関にカギはなく、いざという時逃げ出すためという外靴がベッド脇に置いてあるのが印象に残る家であった。「あら一民生委員さん来てくれたの、嬉しいわ、ずっと待ってたんですよ！」初訪問に全身で喜び、歓迎してくれた女性でもある。そして病気のこと、夫との死別のこと、最愛の息子を海の事故で亡くしたこと等これまでの人生を話してくれた。気がかりなのは、かつて高等教育を受けた知的な彼女が長年近隣住民となじめず、孤立していることである。

北海道の短い夏が過ぎるころから、訪問のたびに衰弱して行くのが感じられた。自力で歩くのがやっとである。厳しい冬を乗り越えるのには大きな不安がある。ケースワーカー、と相談し施設の受け入れ先を探し入所を勧めたが、「私はここが一番なの、寂しくなんかないわ」と拒んだ。思案の末札幌市の「緊急通報システム」⁽³⁾を活用することとした。

筆者とほぼ同着した救急車に収容したが幸いに意識はある。かかりつけ病院、病状等知る限りの情報を救急隊員に告げた。しかし苦痛を訴える中受け入れ病院が救急隊員の懸命な手配にも関わらず見つからないのである。夜間の病院の受け入れ態勢が高齢社会に対応しきれない現実を垣間見たが気がする。

これまで何度も息子との同居を勧めたが、「寂しくない、大丈夫よ」と首を縦に振らない。それは息子の平穏な生活を願う母の最後の愛情なのだろうか。年の瀬も押し迫った12月彼女の死亡が知らされた。約2週間の入院生活の後である。6畳一間の薄暗いアパートから病院で医師、そして最愛の息子たちに看取られての旅立ちは満足だったに違いない。彼女の高齢者台帳には、「わたし延命治療は希望しないと病院の書類に判を押してきたの」と笑いながら話した言葉が記録されている。大正生まれのAさんの波乱に満ちた人生はこうして終わったのである。衰弱が進行した昨秋以降は、毎日のように訪問したが、「民生委員さん、春になったらコンサートに行きましょう」と目を輝かせていた顔が忘れられない。

彼女の支援を通じて地域の間関係の難しさ、夜間医療体制の厳しさ、息子との不本意な別居生活、そして何よりも薄れゆく地域の絆を感じさせられたのである。「息子や嫁に気兼ねするよりも一人静かに気ままな生活を送りたい」という高齢者も増えている。その裏には「生の孤独と不安」がいつも老いた心を怯えさせているのである。

社会とのかかわりは様々な問題も惹起させる。時には悲しみや苦しみをも生み出すこともある。孤独にどう立ち向かうのか、人に課された問いかけなのかも知れない。かつてAさんが家族や、亡き夫に思いを馳せたアパート入り口は雪に埋もれている、そして住民はAさんの旅立ちを誰も知らない。

3 全体的検討

(1) これまでの介入抑制的姿勢の背景

「法は家庭に入らず」⁽⁴⁾ この思想が端的に表れたのは横浜地裁が示した昭和37年5月7日の判決（判例時報323号11頁）である。「子の親に対する乱暴であるといっても、家庭の平和や家庭員相互のきずなを少しも破綻させていないし、家族共同生活の維持に危

険がない」・以下省略、として息子の母親に対する暴行等を無罪とした。

控訴審（東京高裁昭和38年3月19日判決・判例時報334号32頁）では、「家庭をはじめ社会共同生活の平和と秩序を乱すもの」・以下省略、として一審を破棄、有罪とした。しかし、一審ほど極端ではなくても、ある程度抑制的であるべきとの考え方は共通に存在したとみることができる。この法格言は、家庭内の問題については法が関与せず自治的解決に委ねるべきであるとの考えを示すもので、民法の協議離婚制度や窃盗、詐欺、横領等夫婦や一定の親族間の刑の免除で具体化されている。

（2）近時の転換

「暴力の放置によって守られるのは誰の自由なのか」という問いかけにより、家庭自体が人権の享有主体ではなく、個々の享有主体が協働に存在しているという発想へ転換したのである。近年の意識の変化を法律によってそれを明確にしたのが、児童虐待防止法やDV法であるが、この法格言を超えて積極的に法が関与している。行政の権力的介入と被害者を継続的に支える支援の重要性も増している。

（3）司法福祉

司法福祉論は、1960年代に山口幸男によって提起された社会福祉学の一分野である。氏の家庭裁判所調査官としての行政実務などから生まれてきた考えであり、現代社会において広がりを見せる「司法の関与を必要とする社会問題」の解決・緩和を目指して、児童や高齢者の虐待問題、DV問題、成年後見問題、離婚や親権問題等々へますます広がりを見せている。

鈴鹿医療科学大学 藤原正範は「司法福祉学の本質と対象領域に関する考察」の中で、現代の社会福祉問題が多様化、深刻化しており、それと裏腹に社会福祉が目標とする「幸せな状態」や「より良い生活」の概念が広がり洗練されてきている。より高次の目標を達成するための社会福祉実践は、司法機関の関与を要求する。また現代社会は、行政機関、司法機関のいずれでも対応可能な分野が誕生し、行政機関の中に準司法機関が誕生し司法機関の役割も柔軟になる。したがって、司法福祉の「司法」を司法権に属する裁判所のみとせず、司法権と深くかかわり合う警察、法務など行政を含め、その研究対象とすることが妥当であろうと述べている。

5 民生委員の役割とは

我が国の民生委員制度は、昭和21年の民生委員令から始まるが、それ以前は大正6年岡山県において済世顧問制度として発足した。そして当時の生活困窮者に対する社会的救済手段として、また慈恵的な慈善事業の性格が強く表れていた、加えてその活動は受け身的な態度であったと言ってよい。数度の制度改正を経て民生委員制度はそれぞれの時代の中でその役割を果たしてきた、また数々の自主的活動を活発に展開してきた。例えば昭和43年の「寝たきり老人実態調査」は問題の深刻さを浮き彫りにし、公的施策の充実の契機となったことは大きな成果である。

戦後の荒廃期から今日に至り福祉ニーズも複雑、多様化している。現代の民生委員の役割とはなにか。それは高齢社会、核家族化の急激な進行、そして虐待、DVの深刻化などの社会の変化に対応すべく地域の関係機関、団体そして地域住民間の「かけ橋」となるコーディネーターであり、「地域福祉の担い手」である。具体的には「災害時一人も見逃さないための一人暮らし高齢世帯状況や健康状態などの実態把握」「振り込め詐欺や悪質化する消費者被害に対する対応」「子育て不安の母親からの相談」「虐待・DV相談」と多岐にわたる。

今夏、町内会長と共に、喜寿、米寿等を迎えた高齢者宅を訪問した。持参したのは紅白饅頭である。初めての取り組みであったが、これが地域住民の話題となることに時間はかからなかった。身近な所での小さな活動は、地域の絆を僅に強めたとの自負もある。

また筆者は民生委員として一つの行動を起こしている。それは毎夜、家庭に電気が灯るころ、人通りの無い住宅街の同じコースを25名の一人暮らしの高齢者と事情を持つ家庭を確認するための巡回である。時には郵便受けに「元気にしているか、心配があれば遠慮せずに連絡を」と書いたメモを入れることもある。夏のある夜、二人の老女がアパート前で「いつもご苦労様です」と声をかけてくれた。これが孤独な高齢者の安心感につながってきたことは大きな「やりがい」と「使命感」につながっている。民生委員はかつての受け身な態度から、住民の最も身近なところで、積極的に住民の立場に立った活動を行うことがその使命と考えている。

虐待、DV、孤独な一人暮らしそれは平穏な家庭にも突然起こりうる問題でもある。

彼らの発するSOSをうまくキャッチするために、これらの事案の可視性が極めて低いことを念頭に、「子供の様子」「保護者の様子」「家庭の様子」をバランス良く見守っていくことである。いまこそ全国23万人の民生委員が持てる最大の力を発揮する時なのである。

民生委員は何らの報酬、名利も求めない。援助を必要とする人が安らぎを覚え、自立した日常生活を営み、明るく住みよい地域を作り上げることが出来たなら、それが真の報酬である。

6 提言

本稿ではDV、児童虐待に視点を当てたが、二者は相互に関連深く社会とのかかわりが大きく影響する問題であり、これらのみの「治療」は難しい。社会全体の強固な共生の基盤が構築されることが前提である。これからの日本の家庭内における不幸な事案を防止しよりよい共生社会実現のため以下の提言をしたい。

(1) 地域の再生

地域のつながりは確実に薄くなってきている。薄れた地域の絆を取り戻すべく、全国的に、様々な取り組みがされているが、ここでは地域再生の為の「人的資源」の活用について視点を当てたい。地域集合体には、元教育者、医師など医療関係者、法律家そしてそば職人、調理師、多くの子育て経験を持つ女性等が生活している。彼らは「その道のプロ」

として社会に貢献してきた実績を持つ。これらの埋もれている人的資源の活用は地域の活性と連帯の強化に欠かせない。地域の活動の中でも、東京の病院で長年介護の仕事をしてきた70代の女性は「どんな人の介護も自信がある、まだ働けるのですが・・・」と。同じく70代の女性も食堂経営の経験を持ち「町内会の手伝いがあれば呼んでください」と意欲を見せてくれる。このように、埋もれている高齢者エネルギーは無限と思われる。歳を重ね社会的役割が薄れていく彼らは頼られる存在としてその出番を待っているのである。このような地域資源の発掘と世代を超えた活用の場の提供は、民生委員や自治区の役員などにそのリーダーシップが求められているのである。まさに「行政に先行する住民活動」が必要なのである。

ここである女性の声を敢えて紹介し、提言に加えたい。ある年配女性は「世の中全体が、高齢化、前期・後期高齢者、高齢者問題、高齢者住宅等々。全ての言葉の始まりに高齢者が付いているが、年寄り「問題のある厄介者」、そして何もしなくてよいから「自分のことだけいけばよい」とも受け取れる。出来れば「大正の人」「昭和の人」がロマンあっていい・・・と。笑いながら話す言葉は的を得ているのかもしれない。

(2) 共生教育の推進

改正教育基本法では「学校、家庭、及び地域住民等相互の連携協力」が新設された。その基本は、親を大事にする。友達と仲良くする。先人を、先生を尊敬する。よく働き、良く勉強する、そして体を鍛えることにあると考える。筆者は貧乏な農村の出身である。両親は朝早くから夜遅くまで働き多くの子を育てた。それでも家族団欒があり、温もりがあり親子の絆、地域の絆も強固であった。そして何よりも「夢」があった。それは日本の「家族の風景」であり「社会の風景」であったと思う。無学の両親から身をもって教わったことは多い。地域の大人達からしつけられたことも多い。「その手は良いことに使え」そして「世の役立つ男になれ」と。それにしてもあの耐乏生活と比べ現代社会は幸せになったのか疑問を持たざるを得ない。

低学年から「共生教育」を行うべきである。とくに社会性、コミュニケーション、生活能力にかかわる教育は重要である。教育は人心をも変え、夢も与えることが出来る。薄れる絆を教育の現場から再生させることが出来ると確信する。現在の中学校の教科書「新しい社会・公民」(東京書籍)では、6ページに亘って「人権と共生社会」のキーワードで部落差別、アイヌ民俗の差別、韓国・朝鮮人への差別等主に差別問題を中心に提起しているが、倫理・道徳面からの共生についても強調されて良いのではないだろうか。

筆者の出身地に近く、日頃教育問題等で意見交換をさせていただいている、北海道旭川市K中学校では共生教育の一環として「異年齢間交流」に取り組んでいる。生徒数約400人の同校では総合的な学習の時間の中での特別活動として、3年生を対象に平成23年10月、老人ホーム、幼稚園でボランティア体験を行っている。

参加した女子中学生Yさんの体験後の作文を紹介する。

「最初はお年寄りにどのように接してよいか分かりませんでした。様々な場面で『有難

う』と感謝される場面が数多くあり、役立てることに大変うれしく感じました。また係りの人がおっしゃった『お年寄りにも15歳の時があったのですよ。』という言葉は、ためらいの残る私たちを積極的な行動に駆り立ててくれました。人は年を重ねて、いずれ誰もが人の助けが必要になります。だからこそ、助けが必要な人達が安心して暮らせるような社会の仕組みが必要なのだと感じました。私は将来お年寄りの為に働ける仕事に就きたいと思います。」(原文のまま)

このように実践体験による共生教育は将来の日本社会担う若者の意識を変え、夢をも与える大きな効果が期待できるのである。

(3) 行政機関の意識改革

今の日本社会は市民のニーズも多様化し、それに対応すべく行政も専門分化しかつ精密化した。しかし権限、態勢、組織力、技術力、批判へのおそれ等行政機関側の意識と執行態勢の弱さも内在する。つまり行政は非難に弱く、非難されるくらいならやらない方がよいという発想が根底にあるとも言える。児童虐待、DVは関係機関の連携が不可欠であることは言うまでもなく、関係機関、団体とのネットワークも構築されているが、縦割り行政の伝統が未だ色濃く、様々な場面で不作為による消極的事案処理が目立つ。札幌市の場合採用後約1カ月にわたり行政事務全般にわたり研修を行っているが、入庁間もない彼ら対しても前述したK中学校のような実践体験を行い「現場の痛みの分かる行政官」の養成も必要ではないだろうか。行政に携わる者は、いま「事案の当事者たる意識」を持ってその事務に当たる必要が求められている。かつて道職員として行政側に身を置いた一人として、彼らが委縮しない環境と市民の理解が深まることを切に願いたい。

おわりに

この先いかなる時代を展望するか。無縁社会、核家族化、地域連帯の希薄化等20世紀から持ち越した課題も多く、また21世紀が新たに呼び寄せたネット社会はコミュニケーションの様式までも変容させた。人は新しさとスピードに大きな価値を与え、科学技術文明の恩恵に浸かり物質的な生活の繁栄に謳歌している間に、社会共同体に生きる人としての、利他の心、絆を徐々に失った。これは支え合う共生社会の必要性和、破綻への警告ではないだろうか。

家庭とはなにか。それは支え合い、信頼し合い、幸せや健康を願い合い、最も安らぎを得られる強い絆で結ばれる場ではないだろうか。時代の新旧を問わず人は家庭から、倫理や道徳など多くを学び社会へと巣立っていくのである。しかしその家庭がいま揺らいでいる。

地域活動の中で感じることがある、それは昭和の30年を代懐かしむ声の多さである。戦後10年を経たそのころ、街では日本の軽自動車スバル360(富士重工)等が颯爽と走りだした。また34年、現天皇・皇后両陛下、当時の皇太子殿下とはじめて民間からの正田美智子さんの質素でつつましやかに感じられたご成婚パレード、そして日本人誰もが、

倍賞千恵子の「下町の太陽」、坂本九の「上を向いて歩こう」を口ずさんだ。理由を聞かれると、はっきり言えないが、日本がやっと「小さな幸せ」をつかんだ時代だからだ、と思うのである。あの耐乏生活の中でも地域が、家族が支え合いそして若者は「無限の夢」を追った時代でもあった。

私が本レポート作成から得た結論は以下3点である。

第一は、我々日本人は夫婦、家庭のあり方について振り返り歴史から、過去から夫婦、家庭のあり方について、今一度見つめ直し学ぶことが求められていること。

第二は、シニアエイジの活力、知育力、体力を社会に還元し、人間がどう生き、成長し、どう老いるかに目を向け若者の生きざまを見据える必要があること。

第三は、家庭という聖域で行われる児童虐待、DVは社会が、地域が一体となって取り組むことによって未然に防止できる可能性を秘めていること。

「家庭内の悲劇を救うのは、法律でも制度でもない」もって今銘ずべきは「血縁を超えた支え合いと地域の絆」である。

不幸な事案根絶に向けて息の長い戦いを続けていかなければならない。

なお本稿は、星槎大学共生研究ゼミナールレポートとして執筆したものである。

注

- (1) 接近禁止命令。DV法第10条による被害者からの申し立てにより裁判所が発する保護命令の一つ。6カ月間被害者の身辺、住居、勤務先付近を徘徊してはならない。
- (2) 「被虐待児症候群」1961年秋アメリカの小児学会のシンポジウムで、コロラド大学小児科の教授ケンブは「ザ・バタード・チャイルド・シンドローム」という概念を提唱した。1973年広島大学医学部小児科教室新田医師らによって「被虐待児症候群」という訳語が付けられ日本における最初の症例が発表された。(明治学院大学法学部立法研究会編「児童虐待」5頁～7頁中谷瑾子基調講演 信山社)
- (3) (法格言「法は家庭に入らず」。古代ローマ法から伝えられた一つで、国家は家庭の領域においては刑罰権を行使することなく親族間の規律に委ねるべきという法思想。この思想が成立したのは近代憲法が制定されたころであるが、当時は家長としての夫に懲戒権を含む絶大な権限が与えられていた。こうした懲戒権は20世紀に入って姿を消したが事実上「法は家庭に入らず」との言葉の陰で家庭内における女性への暴力は温存されたとされる。(那須修「実務家による刑事学ノート」272頁立花書房)
- (4) 札幌市緊急通報システム。札幌市では、平成20年6月24日から一人暮らしの65歳以上で要介護、要支援者で日常生活上注意を要する者を対象に、ペンダント型の通報装置から緊急時消防局に通報するシステム。しかし利用者の近隣に居住する「地域協力員」2名の確保が難しく課題となっている。

文献

中谷瑾子(2004)「児童虐待を考える」信山社

岩井宣子（１９９９）「児童虐待の実態と対策」多賀出版
山田秀雄（２００４）「Ｑ＆Ａドメスティックバイオレンス法、児童虐待防止法」三省堂
南野智恵子（２００８）「詳解改正DV防止法」ぎょうせい
杉井静子（２００８）「格差社会を考える」～男と女のジェンダー論 かもがわ出版
山口幸男（２００５）「司法福祉論」ミネルヴァ書房
朝日新聞大阪編集局（２００８）「ルポ児童虐待」朝日出版